

(ウ) 事業者および従業員に対する意識啓発の促進

平成11年(1999年)に改正された「男女雇用機会均等法」では、募集・採用、配置・昇進における男女差別は禁止されており、違反した場合には事業主の責任が問われるようになりました。これまで、豊前市は法律の趣旨の広報に努めてきましたが、賃金、仕事内容、教育訓練等のさまざまな面で男女間格差は存在しており、事業所に対して啓発をさらに進める必要があります。

事業主に対しては、男女雇用機会均等法、育児・介護休業制度についての情報を冊子等を活用しながら提供し、仕事と育児、介護の両立を図るよう制度の有効活用を促進します。また、関係機関と連携し、中高生世代を対象に就業意識を醸成するための出前講座等を実施します。

施策の体系

(ウ) 事業者および従業員に対する意識啓発の促進

就労に関する法制度などの周知の徹底

具体的事業一覧

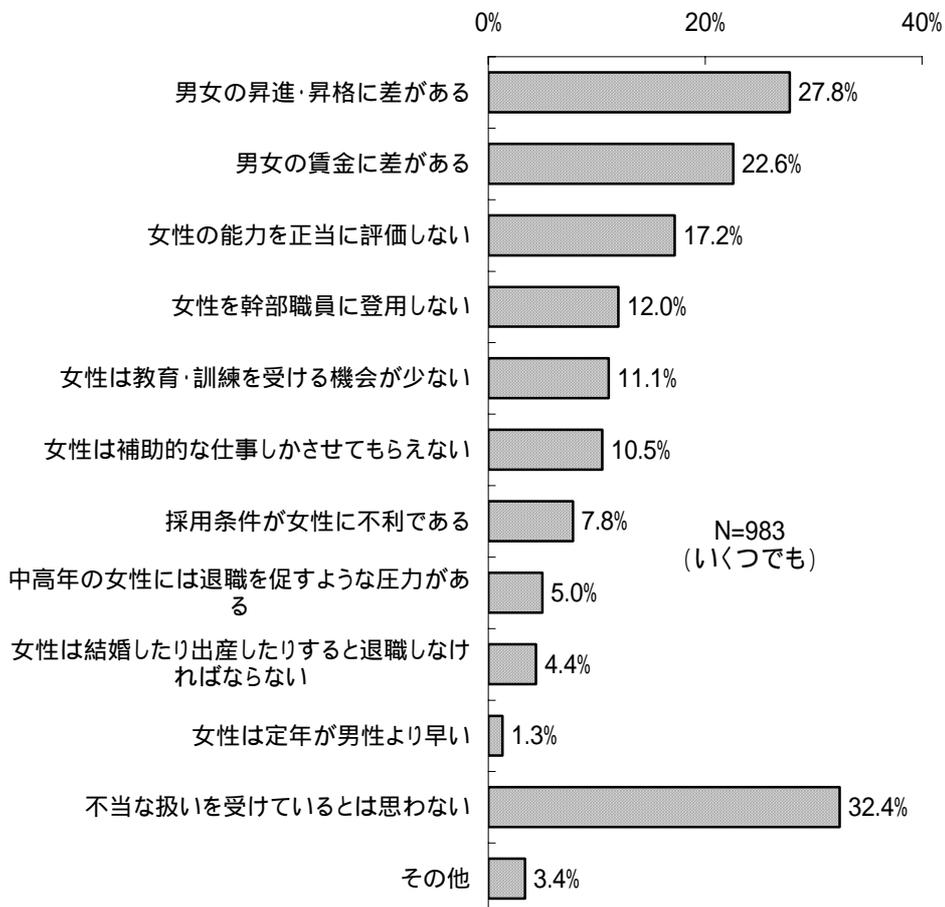
就労に関する法制度などの周知の徹底

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
就労に関する法制度等についての啓発の促進	事業主、就業者に対して、男女雇用機会均等法や育児休業、介護休業制度についてのセミナーや講座等を実施し、仕事と育児、介護の両立支援制度を整備するように啓発します。	B	商工観光課 人権課
冊子等を活用した男女共同参画の理解促進	関係機関に、啓発冊子等を事業者や従業員へ配付を要請します。	B	商工観光課 人権課
中高生世代を対象とした固定的な性別役割分担意識にとらわれない就業意識の醸成	関係機関と連携し、中高生世代を対象に就業意識を醸成するための出前講座等を実施します。	B	商工観光課

期間：A(継続)，B(前期実施 H16～H20)，C(後期実施 H21～H25)

< 参考データ >

職場で女性が男性よりも不当にあつかわれること



資料：豊前市「男女共同参画社会づくりにむけての市民意識調査報告書」平成14年3月